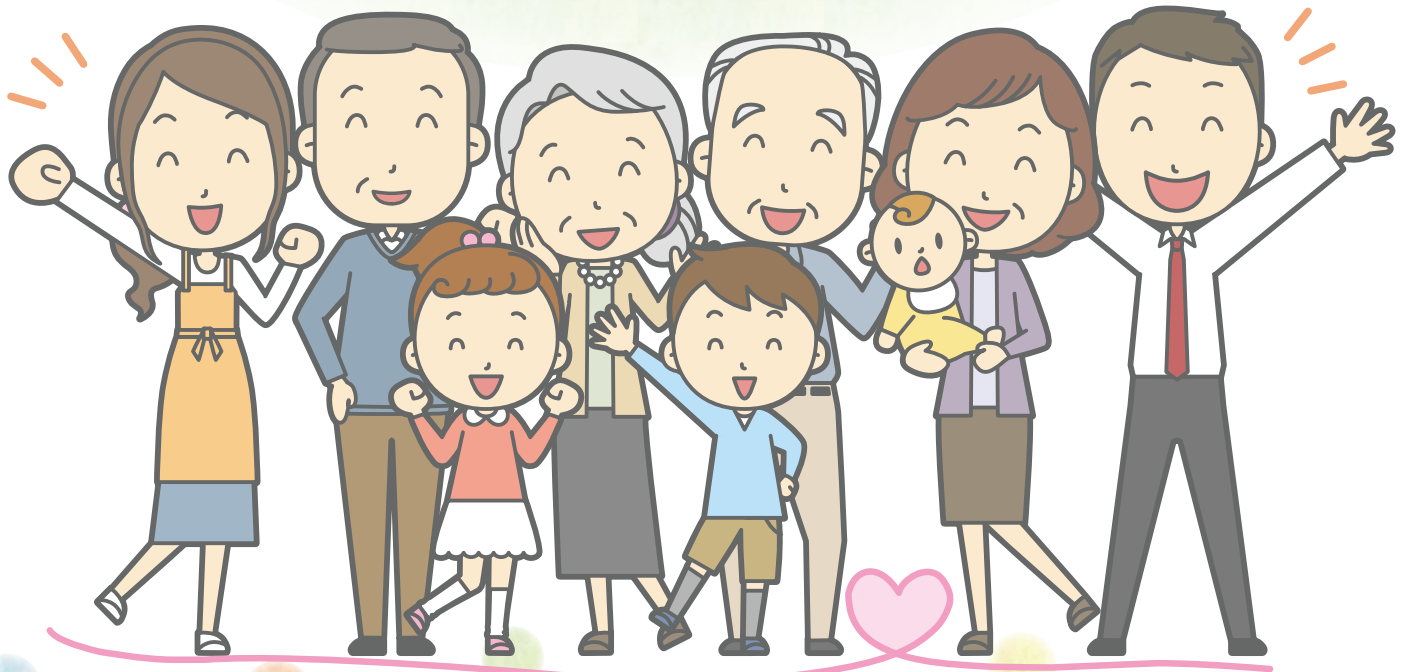


けんりようご

高梁市権利擁護センター

けんりようご
権利擁護とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方などの権利を守り、安心して生活できるよう支援することです。高梁市権利擁護センターは、このような方が、「ふつうに、自分らしく、みんなと暮らす」という当たり前の生活を守るために相談支援を行います。

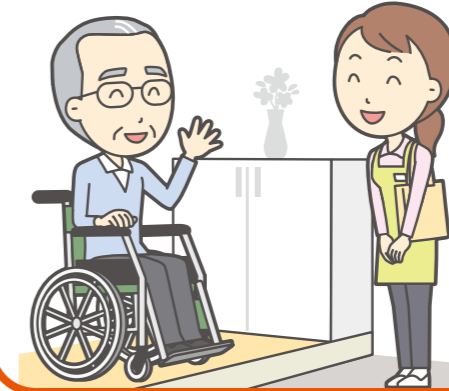


このようなことでお困りではありませんか？

手続きやお金の管理が不安だけど、
成年後見制度を使った方がいいの
かな？



身内の後見人になっただけど、どうしたらいいかな…
相談できるところはあるかな？



福祉のサービスを受けたいけど
どうしたらいいんだろう？

親が亡くなった後、
障がいのある子の財産
管理を誰に頼めばいい
のかな？



ひとり暮らしの
お年寄りが悪徳商法
の被害にあっている
ようで……



そもそも、
成年後見制度って
なんだろう？



たとえば……
制度や事業を
有効に
活用します



権利擁護に関する市民からの相談を受け止め、関係機関と連携しながら、一人ひとりに合った支援を考え、お困りごとの解決に向けてお手伝いします。

その他の業務

・市民後見人の養成や活動支援

⇒市民後見人とは

親族以外の市民による後見人のことです。養成研修を受講するなどして、必要な知識を得た一般市民の方が、専門職後見人と同様に家庭裁判所から選任され、判断能力が不十分な方々を支援します。

市民後見人は、地域の情報をよく把握されているため、きめ細やかに日常生活上の援助が行えるという強みがあります。

・権利擁護や成年後見制度の普及啓発

(ミニ講座や勉強会など)

・権利擁護に関する支援者のネットワークづくり



① 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がいなど、病気や不慮の事故などで判断能力が不十分な状態にある方は、財産の管理や、医療・介護契約の締結、遺産分割などの法律行為を行うことが困難であったり、消費者被害に遭うおそれがあります。

このような方を家庭裁判所の審判により選ばれた後見人等が本人を保護し、自立した生活を支える制度です。

② 日常生活自立支援事業

認知症や障がいがある方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助を行います。

利用者の援助は、社会福祉協議会の専門員と生活支援員が行います。

お気軽にお問合せください。(相談は無料)

☎0866-56-0063

メール soudan@takahashi-shakyo.jp

